

毎月勤労統計調査における常用労働者の定義の変更
(平成 30 年 1 月分調査から) について

毎月勤労統計調査では、平成 30 年 1 月分調査から、常用労働者の定義が変更になります。

(変更前)・・・平成 29 年 12 月分調査まで

期間を定めずに雇われている者、1 カ月を超える期間を定めて雇われている者、臨時又は日雇労働者で前 2 カ月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

(変更後)・・・平成 30 年 1 月分調査から

期間を定めずに雇われている者、1 か月以上の期間を定めて雇われている者

—お願い—

この定義変更で、1 月分調査票の 5 (1) 「前調査期間の末日は何人でしたか。」の常用労働者数が、前月 12 月分調査票の 5 (4) 「本調査期間の末日は何人でしたか。」の常用労働者数と異なることになる場合は、調査票画面下の備考欄の「前月分調査票の人数把握誤り」のチェックボックスにチェックし、「定義変更による人数変動あり」と記入のうえ送信してください。

【問合せ先】

<毎月勤労統計調査コールセンター>

フリーダイヤル 0120-956-360

受付時間：午前 9 時～午後 6 時（土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

<厚生労働省 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室 企画調整係>

代表 03-5253-1111 (内線) 7609, 7610

※お知らせは厚生労働省ホームページにも掲載しております

[毎月勤労統計調査における平成 30 年 1 月分調査からの常用労働者の定義の変更について]

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>